

事務連絡
令和2年7月29日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究助成第一課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間を中断及び延長した場合の科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の取扱いについて

令和2年7月28日付け学振養第74号「[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の取扱いについて\(通知\)](#)」に関連し、特別研究員の採用期間を中断及び延長した場合の科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の取扱いについては、下記のとおりとしますので、特別研究員奨励費の研究代表者及び事務担当部署に対し周知くださるようお願いいたします。

記

(1)採用中断中の特別研究員奨励費の執行について

上記通知において、特別研究員の採用中断中であっても特別研究員としての資格は継続すること、また、採用中断中も研究活動を制限するものではないとされていることから、採用中断中も特別研究員奨励費を使用して必要な契約等を行うことができます。なお、科研費の執行に当たっては、使用ルールや研究機関の会計規程等に従って適切に行ってください。

(2)特別研究員奨励費の繰越しについて

今年度が採用期間最終年度であった特別研究員が、翌年度まで採用期間が延長された場合であって、延長後も特別研究員奨励費の使用を希望する場合には、必要な手続きを経ることによって繰り越して使用することが可能です。ただし、繰り越した特別研究員奨励費を使用できるのは採用期間内のみとなりますので御留意ください。

なお、後日、本会より繰越手続に関する通知（昨年度は12月2日）を発出しますので、繰越しを希望する場合には、当該通知に示す手続期間内に研究代表者が所属する研究機関を通じて申請手続を行ってください。

【本件問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究助成第一課研究助成第二係

e-mail : kaken2@jsps.go.jp

電話：03-3263-2146, 2148, 1870, 0164